

新型コロナウイルス感染症 対応ガイドライン

信州ブレイブウォリアーズU15

はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、株式会社信州スポーツスピリット(以下、クラブ会社)が信州ブレイブウォリアーズU15(以下、U15)選手や保護者に推奨する手順を示すものです。

選手、コーチ、トレーナー、クラブスタッフ、そして、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取っていただければと思います。

これから活動再開にあたり「体調がちょっと悪いけど、大丈夫だろうから練習に出よう」といった行動が、U15の活動だけではなく、トップリーグを含め、様々な競技団体に影響を与え、そのスタートが遅れたり、感染を広げてしまう可能性があります。

発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気を持つこと。安心・安全な環境づくりを行い、お子様の成長につなげられる場を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染経路について

・飛沫感染 (咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染)

通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じます。特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態 (手が届く範囲)における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要です。

・接触感染 (手で触れることによる感染)

咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスが、手指などを介して粘膜 (口、鼻、眼など)から 侵入することにより感染が成立します。咳やくしゃみ、おしゃべりで排出されたウイルスは、条件次第では、空気中で数日間にわたって生き続ける可能性があります。

U15予防方法について

以下の感染予防対策として実施いたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

【移動時】

- ・施設までの移動、施設内ではマスクの着用をお願いいたします。

【練習前】

- ・事前検温の徹底をお願いいたします。ご自宅にて検温をしていただき、練習前に申告をお願いいたします。37.5°C以上の場合、練習参加をお控えください。
- ・体育館到着後の手洗い、うがい※1、咳エチケット、手指消毒。(アルコール消毒液をクラブにてご準備いたします。)
- ・滞在時間を縮小するため、体育館には15分前の到着、練習後のすみやかなご帰宅にご協力ください。
- ・保護者様の見学は控えていただくか、密集状況を避けていただけますようご協力ください。

※1 うがい用のコップをご持参ください。

【練習時】

- ・選手同士の接触を極力避ける練習を実施いたします。
- ・選手同士の間隔を極力確保した練習を実施いたします。
- ・選手同士の対話を極力控えるようお願いいたします。
- ・指導上、対話が発生するため、コーチはマスクを着用させていただきます。
- ・休憩時間または練習メニュー転換時に手指消毒等を可能な限り実施いたします。
- ・ビブスなどのウエア類は共有いたしません。選手同士のドリンク共有もお控えください。
- ・体育館の換気を徹底いたします。

※ U15では当面の期間、上記の内容を配慮し練習を実施いたします。

【その他】

- ・バランスの良い食事、十分な睡眠、軽度の運動、ストレスをためない。
- ・人ごみを避ける(外食などを含め)。

※ 各ご家庭にて規則正しい生活習慣の心がけをお願いいたします。

感染症または症状の報告

U15選手は次の状況が発生した場合、ただちにクラブへご報告をお願いいたします。初動がその後の対応に大きく影響します。ご協力をお願いします。

- ・検査による陽性反応がでた場合
- ・濃厚接触者指定を受けた、または疑わしい場合
- ・体調不良(特に体温37.5℃以上、咳・熱・喉の痛み・倦怠感など)が3日間続いた場合

対象

- ・U15選手、及びその家族や同居人
- ・コーチングスタッフ、トレーナー、及びその家族や同居人

報告先

- ・株式会社信州スポーツスピリット E-mail sbwacademy@b-warriors.net

※ 感染等の報告を受けた際には、すみやかに今後の活動等について協議しご連絡いたします。

情報開示について

コロナウイルス感染時の情報開示にあたっては感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています(感染症法 16 条)ので、当該感染時には保健所及び自治体に対しての情報開示を行います。

その後、クラブとして以下の事項に留意し、リリース等公式に発表をさせていただきます。(濃厚接触時も含む)

留意点

感染者だけでなく、家族等に対するいわれのない差別や偏見を防ぎ、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意します。個人名の開示は原則非公開としますが、感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重しますが、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮したうえで、当事者との協議の上、判断するものとします。

※ 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し保健所と連携することが求められます。